政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消届出があったので、同法19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。 平成28年8月25日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳 治

(平成28年5月1日~5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
石田 勝之	新世代政経懇話会	平成28年5月20日
増田 幹男	さいたま・さって創生会	平成28年5月6日
和久井伸一	わくい伸一後援会	平成27年12月31日